

一般社団法人日本童謡学会 会員規約

【目的】

第1条 この規約は、一般社団法人日本童謡学会（以下「本学会」という）の会員、および会費に関し、必要事項を定めることを目的とする。

【会員】

第2条 本学会定款（以下「定款」という）第3条に定める本学会の目的に賛同し、第7条に定める入会手続きを経て、承認されたものを会員とする。

2 会員の種別は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 社員（個人） 前項に定める会員のうち、第5条に定める推進会員の資格を有して理事会から特に推奨され理事長が認めた個人をいう。
- (2) 社員（法人） 前項に定める会員のうち、第5条に定める推進会員の資格を有して理事会から特に推奨され理事長が認めた法人をいう。
- (3) 推進会員 前項に定める会員として入会した個人および法人をいう。
- (4) 顕彰会員 前項に定める会員とは別に、日本童謡界に顕著な功績を遺した人物の遺族や関係者を理事会が推薦し、理事長が認めた個人または法人をいう。

【入会】

第3条 入会希望者は、「入会申込書」に所要事項を記入のうえ、理事長に提出することにより、入会を申込みことができる。

2 理事長は、前項の申込があつたときは第4条の規定に従い審査を行い、入会の承認不承認を入会希望者に対し通知するものとする。

3 入会の承認後、会費の納入を確認したのち、会員資格を付与する。

【不承認の基準】

第4条 次の各号に定める事由に該当する場合、入会を承認しないことがある。

- (1) 本学会の目的に賛同していないとき。
- (2) 過去に除名処分を受けたことがあるとき。
- (3) 入会申込書の記載事項に、虚偽記載があるとき。

- (4) 入会希望者の事業または商品が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると理事長が判断したとき。
- (5) その他、理事長が会員として不相当と認めたとき。

【会費の納入】

第5条 会員は次に定める入会金および年会費を支払うものとする。

- (1) 入会金 1,000 円
- (2) 社員（個人） 年会費 48,000 円
- (3) 社員（法人） 年会費 120,000 円
- (4) 推進会員 年会費 1口：5,000 円～（個人）／1口：30,000 円～（法人）
- (5) 顕彰会員 年会費 無料（※資料の寄贈および寄付金等は随時）

2 会費は年会費制とし、原則として事業年度ごとに前納一括払いとする。

3 事業年度の途中で社員となる場合、年会費を月割し、入会の月から当該事業年度終了までの月数に応じた金額を入会時に納入する。

4 過去に会員資格を有したものが退会もしくは更新を怠るなどの事由で資格喪失した場合は再度の入会手続きを経て、入会金を再納付するものとする。

【変更の届出】

第6条 会員は、本学会への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく「届出事項変更届」を理事長に提出しなければならない。

2 会員が前項の届出書を提出しなかったことにより不利益を被った場合、本学会はその責任を負わないものとする。

【サービス】

第7条 会員は、次の各号に定める本学会が提供するサービスを利用することができる。

なお、法人会員については所属の従業員も同様サービスを受けることができる。

- (1) 赤い鳥童謡運動と、それに関連する狭義の童謡についての学習会
- (2) 唱歌や童謡に関する各種講座
- (3) 学術大会、研究会、研修会などの会合
- (4) 童謡の資格等認定に関する研究授業やワークショップ
- (5) 会員の情報交換や各種交流会

(6) その他、理事長が適当と認める各種事業

2 会員は1年分の会費を納入した場合、前項第1号から第6号まで有料で提供するサービスについても、無料もしくは優待価格で利用できる場合がある。

【退会】

第8条 会員が本学会を退会しようとするときは、「退会届」を理事長に提出しなければならない。

2 会費を指定の期限から3か月以上納めないときは退会したものとみなす。

3 途中退会であっても、納入済みの入会金、年会費は返還しない。

4 途中退会であっても当該年度の年会費が納入されている場合は、当該年度末まで会員としての権利を有するものとする。

【会員資格の喪失】

第9条 会員は、定款第9条～第11条に定める事由のほか、以下に該当する場合その資格を喪失する。

(1) 本学会が解散したとき。

(2) 推進会員が死亡（法人は法人格を損失）したとき。

2 前項の規定により会員資格を喪失した場合、納入済みの入会金、および年会費は返還しない。

【除名】

第10条 理事長は、会員が次の各号に定める事由に該当すると判断した場合、当該会員を除名することができる。

(1) 本学会の名誉を著しく傷つける行為または会員としての品位を損なう行為があったと理事会が判断したとき。

(2) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。

(3) 定款、本規約およびその他、本学会の規定に違反したとき。

(4) その他、会員として不適当と認める相当の事由が発生したとき。

2 前項の規定により会員が除名となった場合、納入済みの諸費用は返還しない。

【会員の資格の継続】

第 11 条 各事業年度の末日までに退会の届出がない場合は、翌年度についても継続して会員となる意思を有するものとみなす。

【著作権】

第 12 条 本学会によって提供される情報の著作権は本学会に帰属する。

2 本学会によって提供される情報を複製・編集・加工・発信・販売・出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

【免責および損額賠償】

第 13 条 会員は、本学会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法を決定するものとし、これらに起因して会員また第三者が損害を被った場合であっても、本学会は一切責任を負わない。
会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

2 会員が、本規約およびその他、法令等に違反する行為によって、本学会に損害を与えた場合には、本学会は当該会員に対しその損害の賠償を請求できるものとする。

【本会員規約の追加・変更】

第 14 条 本規約に定めのない事項で、必要と判断されるものについては、理事会の決議により定めるものとする。

2 本学会は、理事会の決議により、予告なく本規約の全部または一部を変更することができる。

3 変更された本規約は、本学会の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約を遵守しなければならない。

附則 本規約は令和 2 年 4 月 15 日から施行する。

以上。